

3教総広要第181号の2
令和4年4月26日

「日の丸・君が代」不当処分撤回を求める被処分者の会
東京「君が代」裁判原告団
事務局長 近藤 徹 殿

東京都教育庁総務部広報統計課長
徳 田 哲 吉

「『懲戒処分歴がある職員に対する』再任用・不合格及び『事前通告』に
抗議し、撤回を求める要請・質問書」に対する回答について

貴団体から令和4年3月28日付けで提出された標記要請書について、別紙のとおり回
答します。

1 質問・要請項目 1 について

(回答)

再任用選考は適正に行っているものと考えております。

なお、個別の選考に関することはお答えできません。

(所管：人事部選考課)

2 質問・要請項目 2 について

(回答)

再任用（教育職員）採用選考に受験申込する際に配布している「採用選考案内」において、選考方法は、書類選考、面接により選考を行い、従前の勤務実績等に基づく選考による能力実証を経たうえで採用し、希望者全員が当然に再任用されることを制度上保障するものではないとしています。また、無年金期間該当者は、地方公務員法第 28 条の規定に基づく分限免職事由に該当する場合を除き採用するとしています。

(所管：人事部選考課)

3 質問・要請項目 3 及び 4 について

(回答)

公的年金が支給される年度への任期の更新となる際は、定年退職前の懲戒処分を含め、従前の勤務実績等に基づく選考による能力実証等を経たうえで採用します。このことは、再任用制度の意義と趣旨に反しないと考えます。

なお、選考内容に関することはお答えできません。

(所管：人事部選考課)

4 質問・要請項目 5 について

(回答)

雇用と年金の接続の関係から、平成 25 年度より再任用が義務化されています。このことから、無年金期間該当者は、地方公務員法第 28 条の規定に基づく分限免職事由に該当する場合を除き採用するとしています。

(所管：人事部選考課)

5 質問・要請項目 6 について

(回答)

撤回・謝罪する考えはありません。

(所管：人事部選考課)